

倉吉市男女共同参画推進条例

平成 16 年 12 月 17 日

条例第 30 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条—第 17 条）

第 3 章 倉吉市男女共同参画推進市民会議（第 18 条—第 22 条）

第 4 章 補則（第 23 条）

附則

市は、倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例（平成 6 年倉吉市条例第 20 号）を制定し、人権を尊重する社会を目指したまちづくりを進め、また、くらし男女共同参画プランを策定し、倉吉市男女共同参画都市宣言（平成 15 年）を行うなど、男女共同参画社会の推進に積極的に取り組んできました。しかし、男女の役割を固定的にとらえる意識が依然として根強く存在しており、真の男女共同参画の達成には、まだ多くの課題が残されています。

また、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展等、急速に変化する社会環境に対応していく上で、一人ひとりの人権が尊重され、社会のあらゆる分野で、その個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要です。

このような中で、市民参加による条例づくりを目指して発足した倉吉市男女共同参画推進条例をつくる会において、幅広い市民の多様な考えを集約した提言が取りまとめられたところです。

市は、この提言を踏まえ、市、市民及び事業者との協働により男女共同参画社会を総合的かつ計画的に推進することを決意し、ここにこの条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3）事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

（1）男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりがその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が尊重されること。

- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を主要な施策として位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国際社会や国内の情勢を踏まえ、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携と協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為
- (3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるよう努めるとともに、第18条に規定する倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(普及広報活動)

第10条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるために必要な普及広報活動を実施するものとする。

2 市は、学校教育をはじめとする家庭、地域、職場等あらゆる分野の教育を通じて、基本理念に対する理解が深まるよう努めるものとする。

3 市は、基本理念に対する市民及び事業者の関心と理解を深めるため、倉吉市男女共同参画推進月間を設けるものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(活動の支援)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(家庭生活とその他の活動の両立支援)

第13条 市は、男女が共に、家庭生活における活動と職場や地域等における活動とを両立できるように、子育て、家族の介護等において必要な施策を積極的に推進するものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第14条 市長その他の市の執行機関は、附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数が均衡するよう努めるものとする。

(相談申出への対応)

第15条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して、市民又は事業者から相談の申出があった場合は、関係機関等と連携し適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情申出への対応)

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出があった場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、第18条に規定する倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を聴くことができる。

(推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組みを支援する活動拠点の整備に努めるものとする。

第3章 倉吉市男女共同参画推進市民会議

(市民会議の設置)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び重要事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市男女共同参画推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(市民会議の組織等)

第19条 市民会議は、15人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(市民会議への委任)

第22条 第19条から前条までに定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議が定める。

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項、第16条第2項、第18条から第22条までの規定は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画は、第8条第1項の規定に基づき策定された計画とみなす。